平成２２年（フ）第１８１０９号
東京都練馬区平和台１丁目３－８
債務者　田中　亨一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深井　麻里
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１２０号
神奈川県逗子市桜山５丁目41－３
債務者　福山　成紀
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花里　耕二
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７号
千葉県山武市富田トの994番地１　ライフリッチ201
債務者　青地　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２４３号
東京都大田区中央６丁目１－11
債務者　徳島　政治
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関端　広輝
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１８号
山口県下関市勝谷新町４丁目13番29号、前住所山口県下関市勝谷新町２丁目９番28号
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　朋絵
4　破産債権の届出期間　平成23年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
岐阜県下呂市萩原町萩原1293番地
債務者　今井　久男
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
宮崎県都城市八幡町４街区３、前住所宮崎県都城市八幡町４街区２号
債務者　丸田　茂徳
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２９５号
神戸市兵庫区梅元町６番４号ファミーユ梅元302、従前の住所兵庫県伊丹市端原３丁目４番地
債務者　髙田建設こと　髙田恵吉郎
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６８号
兵庫県三田市駅前町10番５号　西浦ハイツ101号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｊ棟804号
債務者　氏丸　新一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１２号
広島県大竹市玖波４丁目８番６号センリ弐番館101号室、住民票上の住所山口県岩国市川西１丁目22番29号
債務者　高原智香子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　　仁
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０３号
広島県三原市大和町下徳良296番地２
債務者　濱本　正喜
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０４号
広島県三原市大和町下徳良296番地２
債務者　濱本　玉枝
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２１号
広島県安芸郡熊野町大字川角410番地の１
債務者　坊田　秀幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部